

# 特別養護老人ホームえぞりすの杜 運営規程

## 第 1 章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人英寿会が運営する特別養護老人ホームえぞりすの杜（以下「施設」という。）が行う介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対して適切な介護を提供することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 利用者様の選択の自由と自己決定を尊重するとともに、尊厳を守り温かい心で支援いたします。

- 2 地域との交流を図り、連携・協働を通して皆様に愛される施設を目指します。
- 3 より質の高いサービス提供を目指し、職員個々が自己研鑽に努め、互いに支え合いながら活力のある職場づくりに努めます。

### (施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム えぞりすの杜
- (2) 所在地 北海道江別市西野幌92番地18

## 第 2 章 職 員 及 び 職 務 内 容

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名  
施設長（管理者）は施設の職員の管理、業務の実施状況の把握そのたの管理を一元的に行うとともに、職員に特別養護老人ホーム基準並びに介護老人福祉施設基準に定める運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 医 師 1名（嘱託医）  
医師は入居者の健康管理及び医療に関する業務を行う。
- (3) 介護支援専門員 1名以上  
介護支援専門員は入居者の施設サービス計画の作成等を行う。

(4) 生活相談員 1名以上

生活相談員は入居者の入退所手続き、生活相談及びサービス利用料金に関する業務を行う。

(5) 介護職員 17名以上

介護職員は入居者の施設サービス計画の企画、入居者の日常生活全般にわたる介護に関する業務を行う。

(6) 看護職員 2名以上

看護職員は入居者の保健衛生及び看護に関する業務を行う。

(7) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は個人の嗜好を配慮し、食事の献立の作成、栄養計算並びに栄養指導を行う。

(8) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な身体・精神の機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(9) 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務を行う。

2 日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員又は看護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに1名以上の介護職員又は看護職員を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

### 第 3 章 入 居 定 員 等

(入居定員)

第5条 施設の入居者の定員は、50名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超過して入居させないものとする。

(ユニットの数及び定員)

第6条 施設が提供する居室は個室とし、施設が提供する居室は重要事項説明書に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、入居者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が入居者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し同意を得るものとする。

2 ユニットは、雛芥子、福寿草、菜の花、木蓮、花菖蒲の5ユニットとし、それぞれの定員は10名とする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

### 第 4 章 設 備 及 び 備 品 等

(居 室)

第7条 施設は、入居者の居室に、ベッド、洗面台、足元灯、ナースコール等を備品として備える。

(共同生活室)

- 第8条 共同生活室は各ユニットに属するものとし、入居者が食堂として使用、また交流し共同生活を営むために十分な広さを備え、入居者が使用できるテーブル・椅子・食器類などの必要な備品類を備える。
- 2 入居者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう、共同生活室に簡易な調理設備を設置する。

(医務室)

- 第9条 施設は、入居者の診療・治療のために、医務室（医療法に規定する診療所）を設け、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

(浴室)

- 第10条 施設は、浴室には入居者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。なお、一般浴槽はユニット毎に設ける。

(洗面所及びトイレ)

- 第11条 施設は、必要に応じて各所に洗面所やトイレを設ける。

## 第 5 章 入 退 所 等

(サービス内容及び手続きの説明及び同意)

- 第12条 施設は、介護老人福祉施設入所者生活介護サービス（以下「施設サービス」という。）の提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、施設サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

- 第13条 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第14条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所または介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給者資格等の確認)

- 第15条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第16条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 施設は、要介護認定の更新が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退居)

- 第17条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。
- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業所に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営む事ができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 5 前項の検討にあたっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(入退居記録の記載)

- 第18条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

## 第 6 章 サービス内容及び費用の額

(施設サービス計画の作成)

- 第19条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行うものとする。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入居者に対する施設サービスの提供にあたる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者又は家族等に交付しなければならない。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及び家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行うものとする。
  - 一 定期的に入居者に面接する。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
  - 一 入居者が要介護更新認定を受けた場合。
  - 二 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。

#### （施設サービスの取扱方針）

- 第20条 施設サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするために、施設サービス計画に基づき入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
  - 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
  - 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
  - 5 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
  - 6 施設は、施設サービス提供に当たって、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。
  - 7 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。
  - 8 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

#### (介護の内容)

- 第21条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。
  - 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に替えることができる。
  - 4 施設は、入居者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。
  - 5 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行う。
  - 6 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。
  - 7 施設は、前各項に規定するものの他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。
  - 8 施設は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
  - 9 施設は、入居者に対し、その負担により、当該施設の従業者以外の者により介護を受けさせない。

#### (食事の提供)

- 第22条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。
- 2 施設は、入居者の栄養状態の維持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。
  - 3 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
  - 4 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
  - 5 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

#### (相談及び援助)

- 第23条 施設は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他援助を行う。

#### (社会生活上の便宜の提供等)

- 第24条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的にこれらの活動を支援する。
- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。
  - 3 施設は、常に入居者の家族と連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。
  - 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第25条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第26条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

(入居者の入院期間中の取扱)

第27条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3カ月以内に退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮する。

(利用料及びその他の費用の額)

第28条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護老人福祉施設におけるサービスが法定代理受領サービスであるときは介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その入居者から、利用料の一部として、介護老人福祉施設サービスに係る介護サービス費用基準額から施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4 施設は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 居室の使用に要する費用

(3) 理美容代など入居者の選択によりかかるサービスの利用料

(4) 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められる費用

5 サービスの提供に当って、入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について文書で説明した上で、同意について入居者等の記名押印を受け、その控えを交付する。

(利用料の変更)

第29条 施設は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 施設は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

## 第 7 章 留 意 事 項

### (日課の励行)

第30条 入居者は、管理者や医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

### (喫煙及び飲酒)

第31条 喫煙は、受動喫煙防止法により、施設内全面禁煙とする。

- 2 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室を含み禁酒とする。

### (面会時間と消灯時間)

第32条 面会時間は、原則8時～20時までとする。また、消灯時間は22時とする。

### (外出及び外泊)

第33条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設側に届出することとする。

### (健康保持)

第34条 入居者は、健康保持に留意するものとし、施設で行う健康診断や予防接種は、特別な理由がない限り受けなければならない。

### (衛生保持)

第35条 入居者は、生活環境の保全のため、施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。

### (禁止行為)

第36条 入居者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教及び政治の勧誘活動、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ちだすこと。

### (入居者に関する江別市への通知)

第37条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を江別市に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

## 第 8 章 従業者の服務規程と質の確保

### (従業者の服務規程)

第38条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 入居者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

### (衛生管理)

第39条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に関催するとともに、指針の整備と、定期的（年2回）な研修と訓練（シュミレーション）などを行い、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

### (従業者の質の確保)

第40条 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

### (従業者の健康管理)

第41条 従業者は、年1回の健康診断を受けるものとする。ただし、夜勤業務を行う従事者については、年2回の健康診断を受けるものとする。

### (個人情報の保護)

第42条 施設及び従業者は、業務上知り得た入居者又はそのご家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、関係機関、医療機関等に対して、入居者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ることとする。
- 4 施設は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、入居者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 施設は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

## 第 9 章 緊急時、非常時の対応

### (緊急時の対応)

第43条 従業者は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

- 第44条 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに北海道石狩振興局及び江別市及び入居者の家族等に連絡するとともに顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議する。
- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
  - 3 事故発生の防止のための委員会を設置し、指針に基づき、安全管理の徹底を行い、定期的（年2回以上）に施設内研修を実施することとする。

(非常災害対策)

- 第45条 施設は、非常災害時においては、入居者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。
- 2 施設は、消防法等関連法規に基づき防火管理者を設置して、非常災害対策を行う。
  - 3 施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成する。
  - 4 施設は、従業者及び入居者等に対し防災計画等の周知徹底を図るため、年1回以上の総合避難訓練、年2回以上の防火教育及び基本訓練（うち1回は夜間を想定した訓練）を実施する。

第 1 0 章 そ の 他

(身体拘束等)

- 第46条 施設は、サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。
- 2 身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
  - 3 施設における身体拘束をしないための委員会（身体拘束廃止・虐待防止委員会）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 4 施設において、介護職員その他の従業者に対し、身体拘束廃止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。

(虐待防止)

- 第47条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 施設における虐待防止のための対策を検討する委員会（身体拘束廃止・虐待防止委員会）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 3 施設における虐待防止のための指針を整備すること。
  - 4 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること。
  - 5 虐待防止に関する担当者を置くこと。

(ハラスメント対策等)

第48条 職員が安心して利用者にサービス提供が行えるようハラスメントについての指針やマニュアルを整備し次の事項に掲げる措置を講じるものとする。  
又、マニュアル及び指針には、入居者・ご家族からのハラスメントについても対応する。

- 2 職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- 3 パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等の行為。
- 4 ハラスメントがあると判断された場合、注意勧告・サービス内容変更・サービス利用中止の措置を講ずる。

(褥瘡対策等)

第49条 施設は、入居者に対し良質なサービスを提供する取組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(苦情処理)

第50条 施設は、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 施設は、提供するサービスに関して、江別市から文書の提出・提示を求め、又は江別市職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力する。江別市からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。
- 4 施設は、サービスに関する入居者からの苦情に関して、北海道国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、北海道国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(記録の整備)

第51条 施設は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保管するものとする。
- 3 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る状況を、定期及び随時に家族へ連絡し、その内容を記録しておくものである。

(地域との連携)

第52条 施設は、事業の運営にあたり、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(掲示)

第53条 施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料、苦情処理体制、個人情報保護指針その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関等)

第54条 施設は、入院等の治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第55条 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設及び従業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(その他)

第56条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人英寿会と施設の管理者が協議して定める。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日より施行する。

令和 3年 4月 1日改定

令和 4年10月 1日改定

令和 6年 3月31日改定